

概要

国土交通省公認の船用機関整備士による
良質で信頼性の高い整備を通じて船舶の安全に貢献します



一般社団法人 **日本船用機関整備協会**
Marine Engine Service Association of Japan

協会の概要

船舶の心臓部に当たる機関を定期的に整備して健全な状態に保つことは、船舶の安全確保のためにも、海洋環境の保全のためにも極めて重要です。近年、省エネルギーや、環境保全のための排ガス規制などにより船用機関の技術革新が進み、船用機関整備業務においてより高度な知識と技量が要求されるようになってきています。

当協会は、船用機関整備士の資格検定事業をはじめ、各種技術講習などにより技術者の育成と技能の向上を図り、良質で信頼性の高い船用機関整備を通じて船舶の安全等に貢献しています。

目的

当協会は、船用機関整備業の経営基盤の強化、船用機関整備技術の向上等により船用機関整備業の発展を図り、もって船舶の安全及び関連産業の発展に寄与することを目的とし、目的達成のため次の事業を行うこととしています。

- (1) 船用機関整備業の経営基盤の強化に関すること
- (2) 船用機関整備技術の向上に関すること
- (3) 船用機関整備業に関する取引条件の改善に関すること
- (4) 船用機関整備業に関する広報に関すること
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

沿革

平成5年6月	日本船用機関整備業協会 任意団体として発足
平成7年6月	社団法人日本船用機関整備協会設立総会を開催 任意団体は解散
平成7年7月	社団法人の設立許可 船用機関整備士資格検定事業を(社)日本船用工業会から継承
平成8年4月	1級船用機関整備士資格検定事業を開始
平成16年4月	小型船舶の機関事故防止推進事業を開始
平成23年4月	技術講習会事業を開始
平成24年4月	一般社団法人に移行 協会名を一般社団法人 日本船用機関整備協会に変更
平成27年1月	資格検定事業について国土交通省から整備技術者認証機関証明書を取得

事業概要

1. 船用機関整備士の資格検定（日本財団助成事業）

船用機関の整備技術者に対し、その技量と知識に応じて資格を付与することを通じて技術者の育成と技能向上を図ることを目的に、1級から3級の資格検定を実施しています。船用機関整備士資格は、講習を受けた後、試験（学科、実技等）に合格しますと取得できます。取得後は4年ごとに更新講習を受ける必要があり、資格取得と更新の際には、その技量と知識について資格検定委員会（委員長：岩本勝美 東京海洋大学名誉教授）により厳格・公正に審査されます。こうしたことから、船用機関整備士には高い信頼が寄せられ、法律に基づく船舶検査、排気ガス規制などにおいても活用されています（次ページ参照）。

また、平成27年1月には国土交通省から整備技術者認証機関としての基準を満たしているとの証明を頂き、船用機関整備士は「国土交通省公認」資格として一層のステータス向上が図られています。

船用機関整備士を利用した検査合理化制度の概要

(1) 内燃機関のサービス・ステーション（S S）制度

国土交通省の証明を受けた事業者が、整備点検記録を提出・説明することにより船舶検査官による機関の解放検査の立会が一部省略される制度です。S Sの証明を得るためには、整備業務を行うための責任者・技能者を有していることが必要となりますが、「船用機関整備士」はランクに応じて責任者・技能者として認められます。

(2) 保守整備を確実に実施している漁船の中間検査の合理化

主機等の日常点検及び保守整備を確実に実施している総トン数20トン以上の漁船について、中間検査の際の機関解放検査が免除される制度です。漁業者は日常点検等を実施・記録し、船用機関整備士は定期点検整備と船側への助言などを行います。中間検査時に船舶検査官が点検整備記録等を確認し、問題が無い場合には機関解放が免除されます。

(3) J C Iに証明された「特定の保守整備事業者」が保守整備した主機等の検査の合理化

日本小型船舶検査機構（J C I）に証明された「特定の保守整備事業者」が主機等を保守整備し、その内容が適正確実であると認められた場合に、主機等の解放検査が省略される制度です。証明を得るためには、一定の能力を有する保守整備責任者が必要ですが、「船用機関整備士」はランクに応じて保守整備責任者として認められます。

(4) 船舶に搭載するディーゼル機関のNOx規制での活用

定格出力が130kWを超えるディーゼル機関を搭載する船舶では「原動機取扱手引書」に従った機関設置、運転、整備が必要で、整備・部品交換を行った際には、機関長などの整備責任者は記録簿に内容を記録・署名することになっています。船用機関整備士は、整備責任者に代わり記録簿への記録・署名を行うことが認められています。

2. 技術講習会の開催

近年、船用機関整備業界では、定年退職などによる熟練技術者の減少が顕著で、技術レベルの維持・向上のためには、若手技術者の育成が喫緊の課題となっています。現代の若手技術者の中には、機械系の基礎的教育をまだ習得していない者も少なくありません。そのため、計測機器の使い方を含む技術講習や工場実習などの機会を提供することで、技術者の技能向上を促進しています。

3. 小型船舶の機関事故防止推進

最近の海難事故においては、いわゆる小型船舶（プレジャーボート、漁船、遊漁船）が全体の約80%を占めています。事故種類別にみると、例えばプレジャーボートではその22%が機関故障となっています。機関故障は、日常点検と定期的なメンテナンスの実施により未然に防止することができます。このため、小型船舶の所有者、漁業者等を対象に点検整備についての講習会を行い、事故防止に努めています。

4. 経営基盤の強化

日本財団の設備資金及び運転資金貸付制度の会員への周知、申請手続きの指導、団体証明の発行などを行っています。

5. 広報・宣伝等の推進

「整備協会報」（年4回発行）、ホームページ、メールにより技術情報、毎月のスケジュールなど各種情報を会員に提供しているほか、当協会事業及び船用機関整備士資格をアピールする広報活動を推進しています。



協会のホームページ (<http://www.mesa.or.jp/>)

